

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例

例

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 届出（第七条―第九条）」を「第二章 削除」に改める。
第二章を次のように改める。

第二章 削除

第七条から第九条まで 削除

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。